

B 型肝炎予防接種のお知らせ

<B型肝炎とは>

B型肝炎ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合もあります。一部劇症肝炎といって激しい症状から死に至ることもあります。また、症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓の中に潜み、年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。ことに年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染(キャリア)の形をとりやすいことが知られています。感染は肝炎ウイルス(HBs抗原)陽性の母親から生まれた新生児、肝炎ウイルス陽性の血液に直接触れた場合に生じますが、父親や家族が肝炎ウイルス陽性である場合も感染のリスクはあります。

<ワクチンの効果>

小児の場合は肝炎の予防というより持続肝炎を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を防ぐことが目的です。

<接種後の副反応>

副反応は、10%前後に認められ、主に倦怠感、頭痛、局所の腫れ、発赤、痛み等であり、新生児や乳児についても問題はなく、一般的には重大なものは認められません。ただまれにアナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群、多発性硬化症などの重篤な副反応が生じる可能性は否定できません。

1 持参するもの

B型肝炎予防接種予診票(松戸市交付) 予防接種番号 母子健康手帳

氏名・生年月日・住所が確認できるもの(マイナンバーカードなど) 子ども医療費助成受給券

★「予診票(無料券)」に必要事項を記入する際は、ボールペンを使用してください

2 受ける年齢

・1歳未満(1歳になると無料での接種はできません)

※標準的には、生後2か月～8か月の間に3回接種

※母子感染予防(健康保険適用)により接種する場合は、定期予防接種の対象者にはなりません。

3 接種回数と接種間隔

【標準的な接種スケジュール】 生後2か月から開始し、3回接種する



※139日以上の間隔をあけるとは:1回目の接種から20週後の同じ曜日からの接種可能になります。

4 接種方法

・松戸市と契約をしている医療機関で受ける個別接種です。(別紙医療機関一覧表参照)

・契約している医療機関以外では「予診票(無料券)」は使用できません。

・転出等で松戸市に住民登録がない場合は、松戸市発行の「予診票(無料券)」は使用できません。

5 受けることができない人

- (1) 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)のある人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人(急性で重症な病気で、薬を飲む必要のあるお子様は、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。)
- (3) 本剤の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人

アナフィラキシーというのは通常約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるようなはげしい全身反応のことです。

- (4) HBs 抗原陽性の母から生まれた人
- (5) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6 受ける前に医師とよく相談しなくてはならない人

★下記に該当する人はかかりつけの医師と相談し、必要に応じて「**診断書または意見書**」をもらってから接種に行きましょう。

- (1) 心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
- (2) 前に予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- (3) 今までにけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
- (4) 過去に中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人、又、近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- (5) 本剤の成分によってアレルギーを起こすおそれがある人
- (6) 麻しん(はしか)は治ってから4週間、風しん、おたふくかぜ、水ぼうそうなどは治ってから2~4週間経過していない人、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します

7 接種上の注意

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、医療機関でお子様の様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- (2) 接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- (4) 当日は、激しい運動は避けましょう。

8 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

◎何か気になる症状が出た場合は、医師の診察を受けてください。